京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月26日

京都市長 門 川 大 作

## 京都市規則第25号

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。 第1条中「(以下「省令」という。)」を削る。

第6条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、入院のあった月の属する年度(当該月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下「基準年度」という。)分の当該精神障害者及びその扶養義務者の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下同じ。)の額の合計額が564、000円以下である場合は、この限りでない。

第6条第2項各号列記以外の部分中「所得税額」を「所得割の額」に改め、同項第2号中「所得税法施行令第11条の2第2項」を「地方税法施行令第46条の2の2第2項」に、「基準年の所得税法第2条第1項第30号口に規定する合計所得金額」を「基準年度の初日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)」に、「同項第31号」を「同項第12号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族」を「扶養親族(地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。)」に、「所得税法施行令第11条第2項」を「地方税法施行令第46条の2第2項」に、「第2条第1項第30号イ」を「第292条第1項第11号イ」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 精神障害者等が扶養親族(地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(19歳未満の者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)を有するときは、扶養親族1人につき330,000円(その者が同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族である場合にあっては、120,000円)に同法第314

条の3第1項の規定による所得割の税率を乗じて得た額の合計額を控除する。 第6条第2項に次の1号を加える。

(4) 精神障害者等が指定都市(地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

附則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の 規定は、令和元年6月分の入院費(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条 第1項又は第29条の2第1項の規定による入院に要する費用をいう。以下同じ。)から 適用し、同年5月分までの入院費については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、保健福祉局長が定める。

(こころの健康増進センター)